

草薙駅周辺地区バリアフリー基本構想

～ すべての人に楽しく安全な道筋づくり ～



平成24年6月

静岡市

目 次

1. バリアフリー基本構想作成の背景と目的

(1) 背景と目的	1
(2) 法の枠組み	2
(3) 基本構想の位置付け	3
(4) 目標年次	3
(5) 策定体制	4

2. 静岡市(草薙駅周辺地区)の概況

(1) 土地利用	5
(2) 人口	6
(3) 交通・主要施設	7
(4) 上位・関連計画	11
(5) 市民意向	13
(6) 草薙駅周辺地区の課題・問題点	14

3. 基本的な考え方

(1) 基本構想の目標	15
(2) 基本方針	15
(3) 重点整備地区の設定方針	16
(4) 重点整備地区の区域の設定	16

4. 生活関連施設・生活関連経路の指定

(1) 生活関連施設の抽出	17
(2) 生活関連経路	18
▪ 基本構想図	21

5. 特定事業・その他事業

(1) 目標とする整備時期	22
(2) 公共交通特定事業	23
(3) 道路特定事業	24
(4) 建築物特定事業	25
(5) 交通安全特定事業	25
(6) その他事業	26
▪ 整備にあたっての移動等円滑化基準及びガイドライン等	27

6. 今後の取組み

(1) 心のバリアフリー	28
(2) 段階的・継続的な取組み	28

7. 参考資料

	29
--	----

1. バリアフリー基本構想作成の背景と目的

(1) 背景と目的

現代社会は、平均寿命の延伸による長寿化、晩婚化や未婚化等による少子化により人口構成が大きく変化し、少子高齢化が進んでいます。

また、核家族化、高齢者世帯や一人暮らしの高齢者の増加など家族形態が変化し、家庭における育児力や介護力が衰えてきているとともに、障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるような自立を支える支援が求められています。

このような社会の中で、高齢者や障がいのある人等が分け隔てなく普通に共存できる社会こそが正常な社会であるとするノーマライゼーションの考え方が広く浸透し、だれもが安心且つ安全に暮らせる街づくりが求められるようになってきました。

平成6年に、建築物のバリアフリー化を推進する「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」いわゆる「ハートビル法」が施行され、高齢者や障がいのある人等が円滑に利用できるよう建築物の質の向上が図られてきました。

平成12年には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」いわゆる「交通バリアフリー法」が施行され、公共交通機関を利用した移動の利便性や安全性の確保を図るための整備がされてきました。

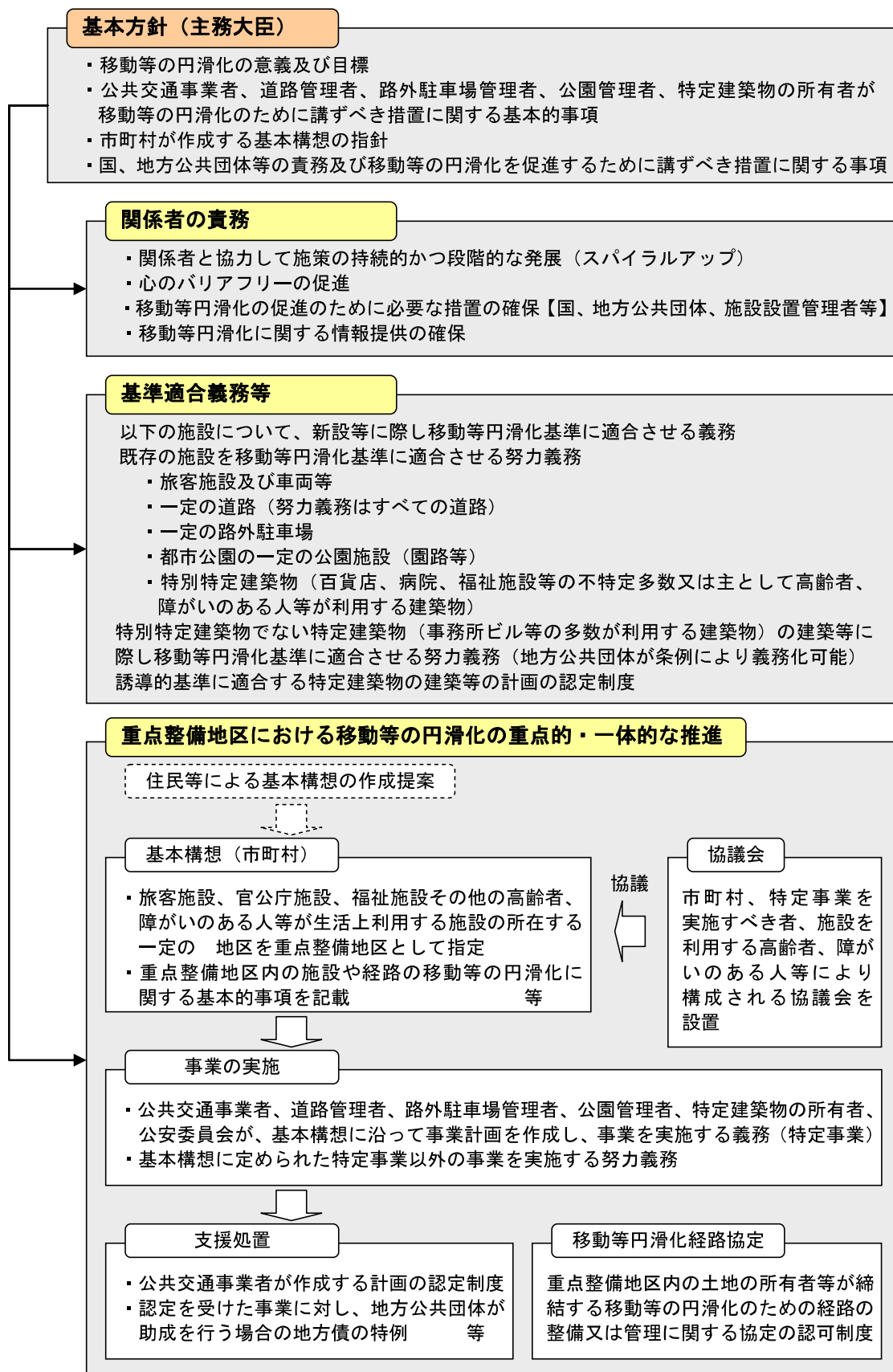
また、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」といったユニバーサルデザインの考え方に基づき、まちづくりや交通環境整備を進めることが必要とされ、平成17年に「ユニバーサルデザイン政策大綱」が策定され、バリアフリー施策を総合的に展開するため、平成18年には、「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を一本化して「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」いわゆる「バリアフリー新法」が6月15日衆議院本会議において可決成立し、12月20日に施行されました。

静岡市においても、現在「しずおかあったかプラン『静岡市ユニバーサルデザイン基本計画・行動計画』」が策定され、ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりを推進しています。

こうした取組みを継続して市全域に広げていくため、地域拠点の交通拠点となる草薙駅周辺地区を対象にバリアフリー新法に基づく基本構想を策定し、市の将来都市像である「誰にも安全で安心なまちづくり」の実現を目指します。

(2) 法の枠組み

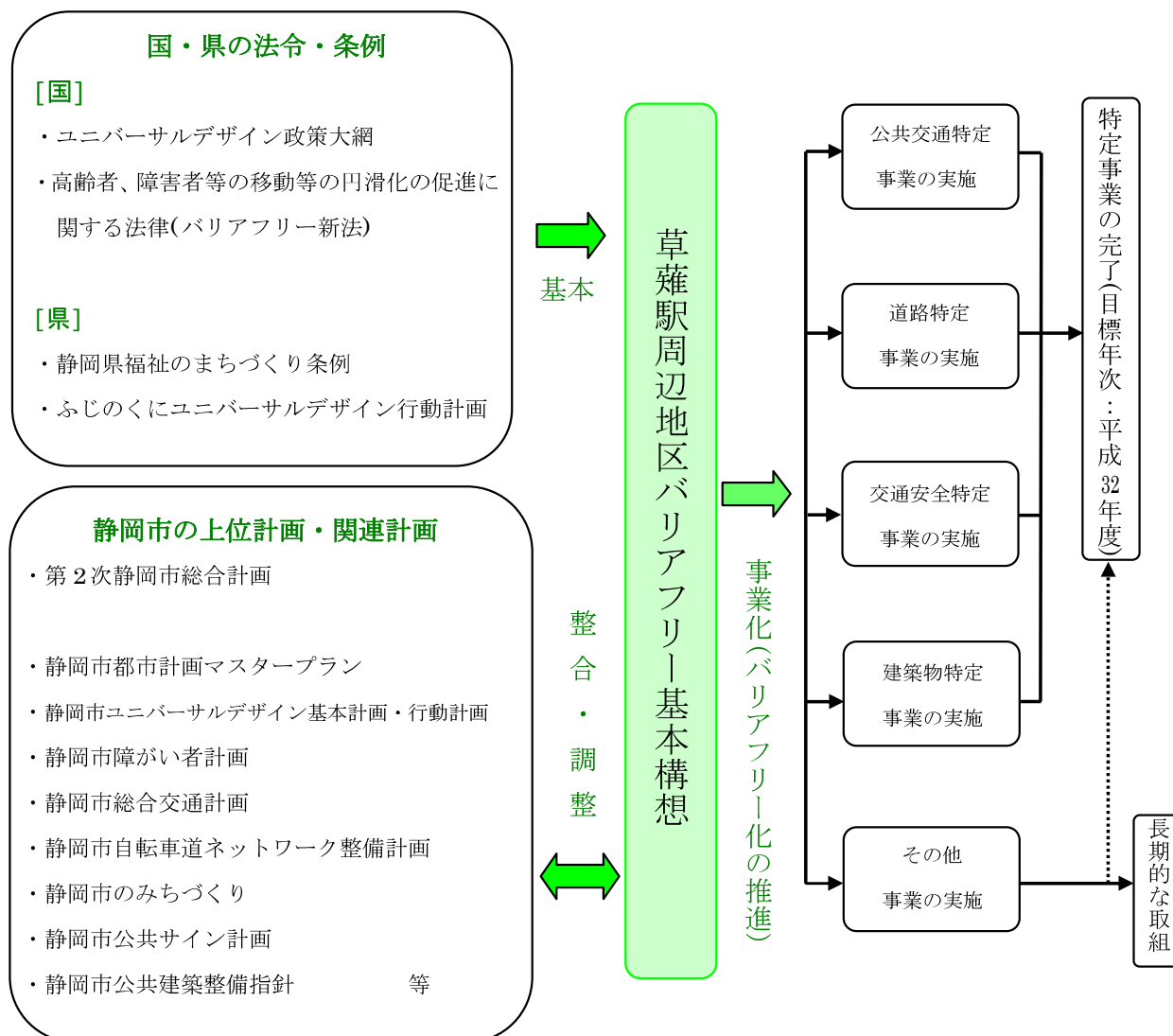
バリアフリー新法は、高齢者や障がいのある人等の自立した日常生活や社会生活を確保するため、旅客施設や建築物、これらの施設相互間の経路、駅前広場、道路その他施設の利便性、安全性を向上させる一体的整備を推進することを目的としています。



(3) 基本構想の位置付け

草薙駅周辺地区バリアフリー基本構想は、バリアフリー新法に基づき策定するものであり、草薙駅周辺地区を対象として移動等円滑化に関する基本的な方針及び重点整備地区を指定し、その区域内における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進することを目的としています。

基本構想策定にあたり、関係する都市計画法、地方自治法等諸計画との整合を図ります。

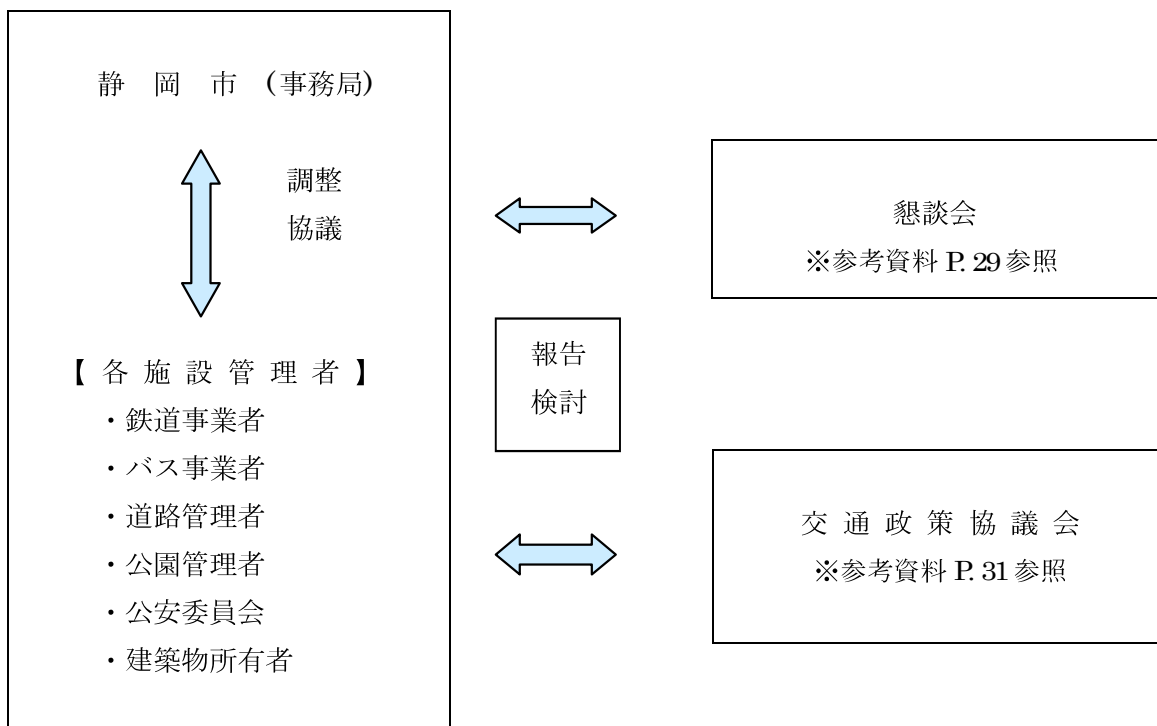


(4) 目標年次

基本構想の目標年次は、国の基本方針に基づき平成32年度(2020年度)を基本とし、各施設管理者は事業計画を定めるとともに、事業の特性から長期間を要する場合には、中長期的な展望に立ち継続的にバリアフリー化を推進します。

(5) 策定体制

草薙駅周辺地区バリアフリー基本構想の策定にあたっては、各施設管理者である公共交通事業者（鉄道、バス）、道路管理者、公園管理者、公安委員会及び建築物所有者と調整、協議を行い、高齢者、障がいのある人及び地区代表者で構成される「懇談会」、学識者、障がいのある人等で構成される市の上位協議会である「交通政策協議会」の意向を反映して策定します。



2. 静岡市(草薙駅周辺地区)の概況

(1) 土地利用

静岡市清水区は、北に南アルプス、南に駿河湾を望み、山の幸、海の幸に恵まれ、温暖な気候となっています。

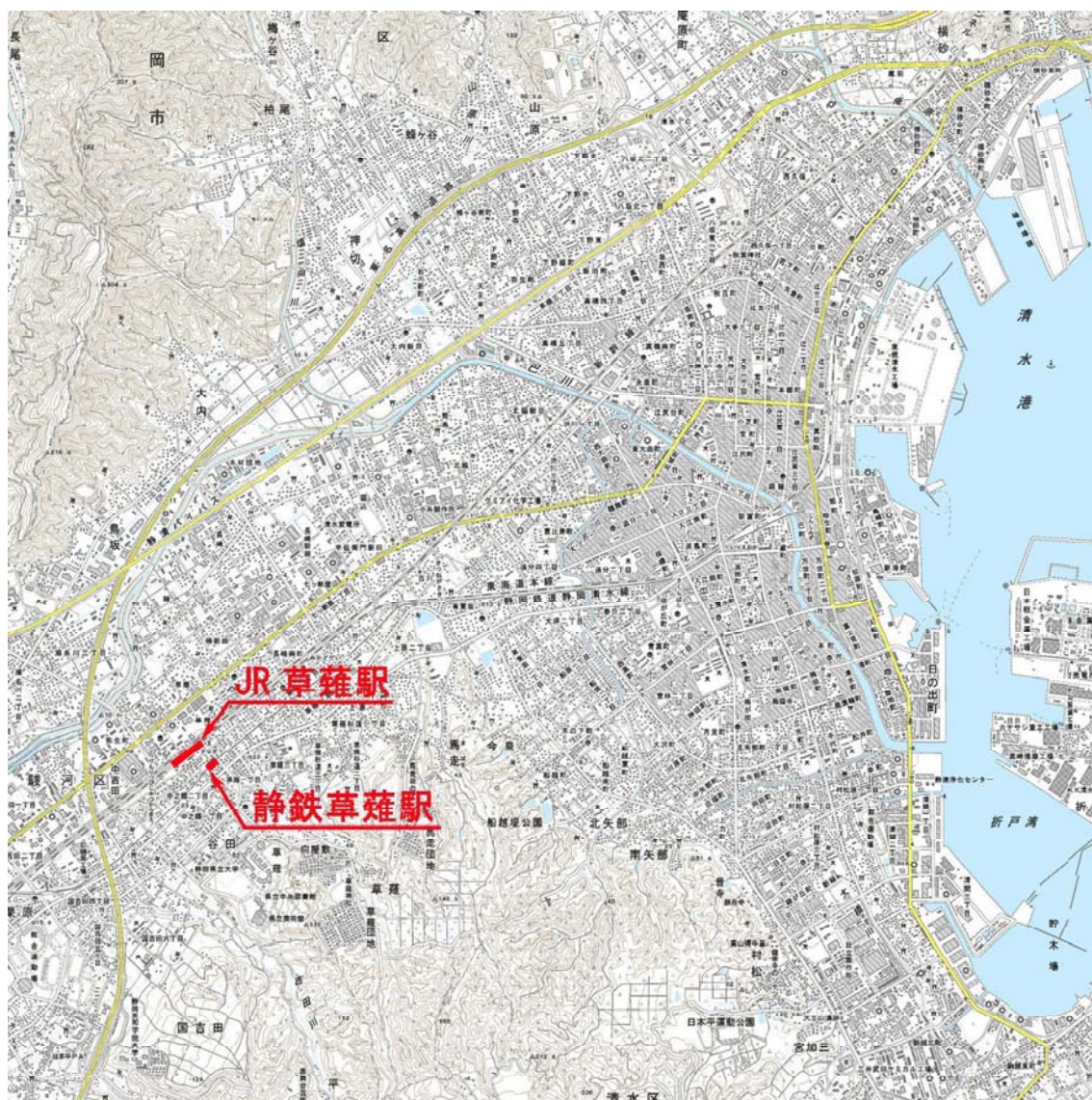
J R草薙駅は静岡市清水区と駿河区との境界付近に位置する駅です。

J R草薙駅から南に約 150mの地点に静岡鉄道草薙駅があり、東に約 1 k mの地点には静岡鉄道御門台駅、西に約 700mの地点には静岡鉄道県立美術館前駅があります。

J R草薙駅からほぼ 1 k m範囲内に有度生涯学習交流館、県立美術館、県立中央図書館があります。

この地区の南には有度山の丘陵地に区画整理事業により整備された住宅地がひろがることから、道路交通においては地形的な影響を受けることとなります。

位置図 S=1:50,000

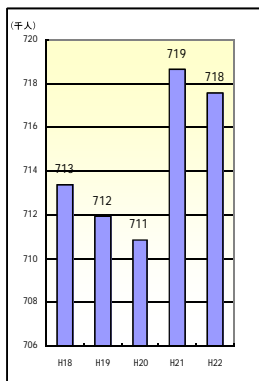


(2) 人口

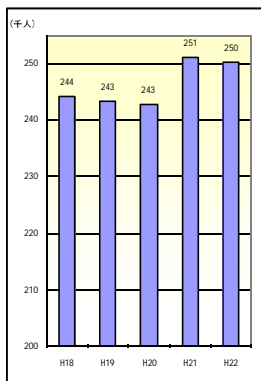
静岡市の人口は、年々減少の傾向にあります。反対に65歳以上の高齢者は年々増加の傾向にあり、静岡市の人口に対する割合は約25%（平成22年3月31日現在）と高く、高齢化が進んでいます。

また、静岡市の障がいのある人は3万人を超え、静岡市の人口に対する割合は約5%（平成22年3月31日現在）を占める人数となっています。

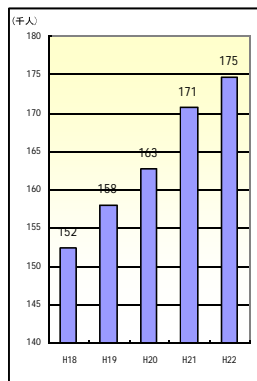
静岡市の人口推移



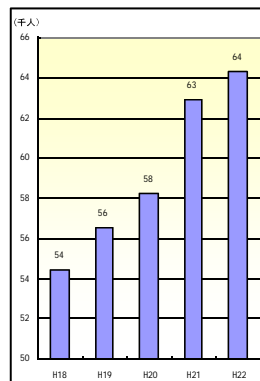
清水区の人口推移



静岡市の高齢者の推移



清水区の高齢者の推移



静岡市の高齢者、障がい児(者)数

		静岡市	全国	時点
人口		717,578人	12,744.5万人	静岡市:平成22年3月31日時点 全国:平成22年4月1日時点
高齢者数(65歳以上)		174,708人	2,926.8万人	静岡市:平成22年3月31日時点 全国:平成22年4月1日時点
障がい児(者)数		31,514人	744万人	
障がい種別ごと	身体障がい	23,777人	366万人	静岡市:平成22年3月31日時点 全国:平成18年実態調査時点
	知的障がい	4,791人	55万人	静岡市:平成22年3月31日時点 全国:平成17年基礎調査時点
	精神障がい	2,946人	323万人	静岡市:平成22年3月31日時点 全国:平成20年患者調査時点

《引用資料》

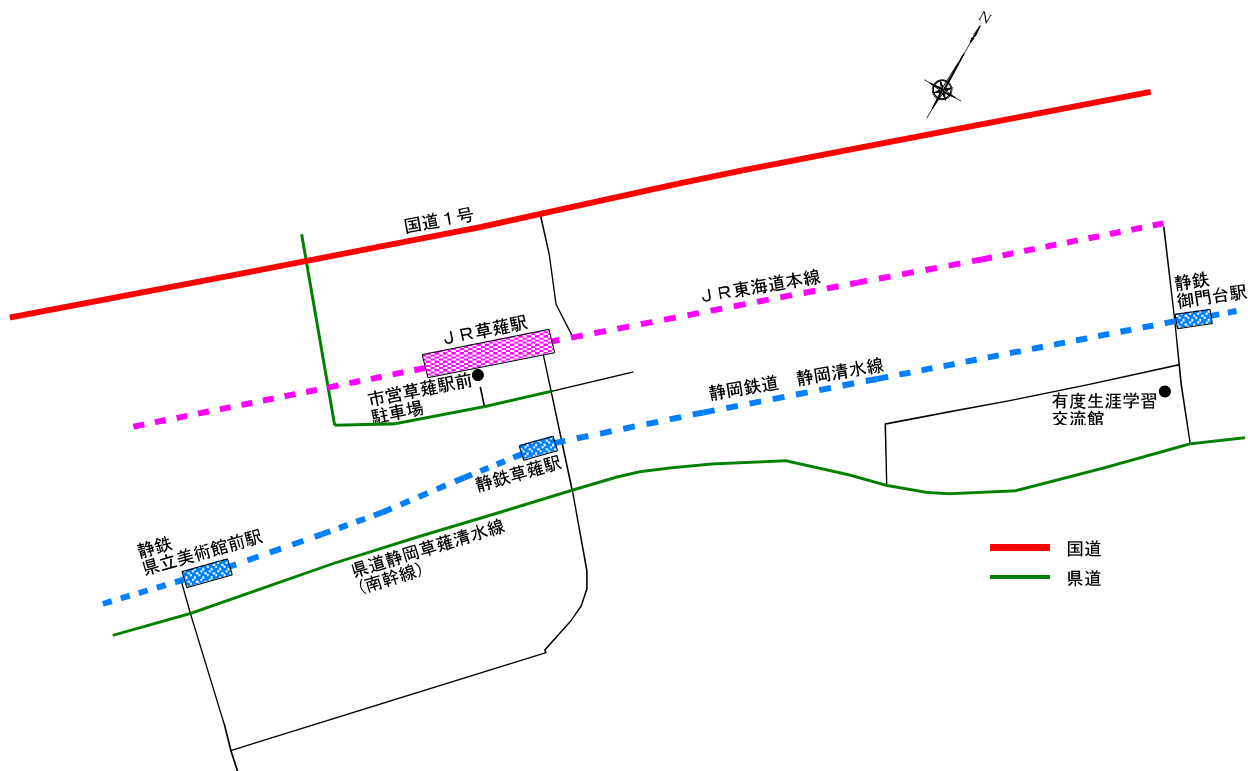
- ・平成22年度版 障害者白書（内閣府）
 - （資料）厚生労働省「身体障害児・者実態調査（平成18年）」
 - 厚生労働省「知的障害児（者）基礎調査（平成17年）」
 - 厚生労働省「患者調査（平成20年）」
- ・静岡市の統計情報
 - （資料）静岡市情報管理課「静岡市 男女別・年齢階級人口」（各年の3月31日時点）
- ・静岡市の福祉（福祉部・子ども青少年部）平成22年度版
- ・静岡市の保健衛生－保健衛生部事業概要－平成22年度版

(3) 交通・主要施設

ア 公共交通

J R草薙駅の北側には国道1号、南側には県道静岡草薙清水線が東西に延びており、南に150mの地点に静岡鉄道草薙駅があります。

また、しずてつジャストラインにより3系統の路線バスが運行されています。



○ J R東海道本線 JR草薙駅

J R草薙駅は、静岡市の地域拠点として1日約17,000人が利用しています。

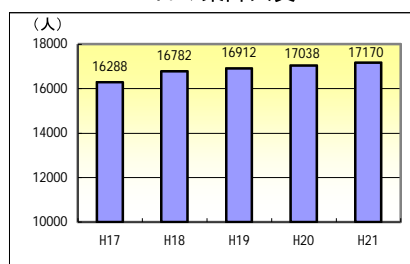
現在、静岡市による南北自由通路及び橋上駅舎の整備計画があり、バリアフリーに考慮した施設を計画しています。

主に北側方面への通勤や周辺の学校等への通学での利用が多く、また、南側には県立美術館や県立中央図書館があり文教地区の出発点としても多くの人々に利用されています。

また、静岡鉄道草薙駅に150m程度と近接しており、両鉄道の乗り換えとしても利用されています。

現在駅前広場は南口にしかないので、今後、南北自由通路及び橋上駅舎の整備に合わせ、北口駅前広場の整備と南口駅前広場の再整備を計画しています。

1日の乗降人員



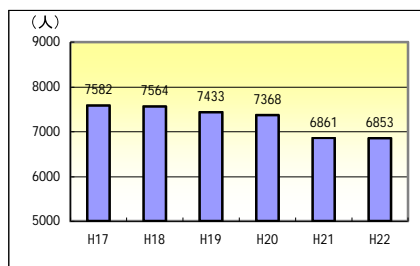
○ 静岡鉄道 草薙駅

静岡鉄道草薙駅は J R 草薙駅同様に北側方面への通勤や通学での利用が多く、また、南側には県立美術館や県立中央図書館があり文教地区の出発点としても多くの人々に利用されています。

また、静岡鉄道草薙駅は J R 草薙駅と近接しており両鉄道の乗り換えとしても利用されています。

そのため、1日の乗降客は約7,000人で、駐輪場の利用者も多く、線路沿いが駐輪場となっています。

1日の乗降人員



イ 道路

草薙駅周辺地区は、北側に国道1号、南側に県道静岡草薙清水線が東西方向に延び、この2路線が幹線道路となり、周囲を市道によってネットワークが形成しています。

文教地区であることから、幹線道路及び市道には歩道が整備されている箇所も多く見られますが、この地区は、丘陵地に位置することから、市道に傾斜のある箇所が多く、車イス等の利用には難しい一面も合わせ持っています。



国道1号



県道静岡草薙清水線



清水中之郷谷田線
中之郷谷田線

ウ 主な公共施設

○ 有度生涯学習交流館



静岡鉄道御門台駅から約 100m の地点に位置し、生涯学習施設と児童館施設をあわせもつ地域交流の核となる施設です。

○ 県立美術館



J R 草薙駅南部の有度山丘陵の小高い丘に位置し、日本画、西洋画、彫刻、現代美術等の多彩なジャンルの展覧会を開催している施設です。

○ 県立中央図書館



県立美術館に隣接した場所に位置し、一般図書、参考図書、地域資料など約71万冊が所蔵され、閲覧や貸出等を行っている施設です。

工 駐車場・駐輪場施設

○ 駐車場

公共駐車場は、J R草薙駅南口に草薙駅前駐車場があります。

草薙駅前駐車場（市管理）

・機械式立体駐車場

・収容台数

小型車：128台

普通車：60台

ワンボックス車：22台



○ 駐輪場

J R草薙駅周辺は「自転車等放置規制区域」に指定されています。

J R草薙駅周辺



南口に草薙駅前駐車場に隣接した草薙駅前西駐輪場（市管理）があります。

・収容台数

自転車：492台

原付：67台

静岡鉄道草薙駅周辺



線路沿いに駐輪場（市管理及び静岡鉄道管理）があります。

・収容台数

自転車、原付合わせて180台

(4) 上位・関連計画

基本構想策定にあたり整合を図る必要のある上位、関連計画について整理します。

第2次静岡市総合計画【平成22年度～平成26年度】

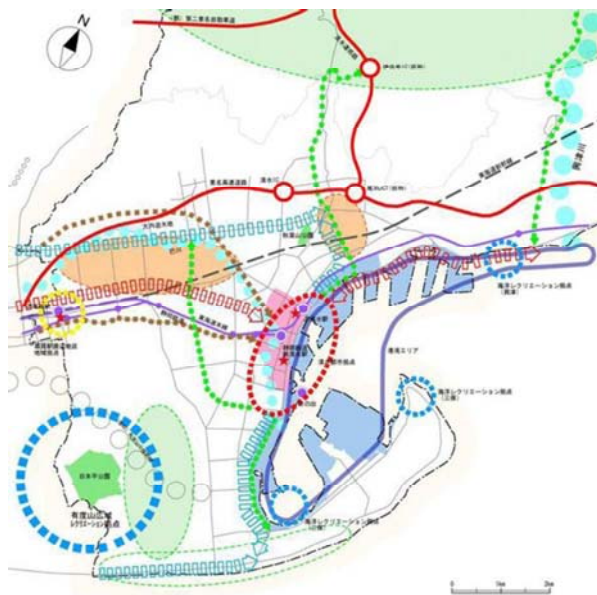
～ 活発に交流し、価値を創り合う自立都市「世界に輝く『静岡』の創造」 ～

- 快適で個性のある魅力的な都市空間の創出
 - 安全・安心で歩いて楽しいまちづくりの推進
 - ユニバーサルデザイン、バリアフリー化の推進
- にぎわいと風格のある「まちの顔」づくり
 - 地域拠点の機能向上と空間整備の推進
- 多彩な交流と活動を支える交通・情報体系の構築
 - 誰でも利用しやすく便利な公共交通ネットワークの維持強化

静岡市都市計画マスタープラン（清水区）【平成17年度～平成36年度】

～ 文化豊かな歴史と港を活かした、活力あるまちづくり ～

- 緑と水 豊かな自然環境のもと文化を感じる住みよいまちづくり



◆ 凡 例 ◆	
◇拠点と軸◇	◇土地利用◇
都市拠点	中心市街地の土地利用
地域拠点	清水港臨港部の土地利用
港湾エリア	地場産業との調和
国土軸	農業・観光産業の保全
広域都市環状軸	
多核機能連携軸	
東西発展軸	
南北発展軸	
◇道路・鉄道◇	
主な道路	東海道新幹線
構想道路	鉄道(駅)
	交通結節点
◇公園・緑地◇	
公園・緑地	レクリエーション拠点
自然環境の保全	河川
◇再開発・防災◇	
★ 再開発促進地区	

静岡県福祉のまちづくり条例【平成8年4月1日施行】

- ・すべての県民が主体的、積極的に取り組む県民意識の高揚
- ・障害者、高齢者等が自らの意思で自由に移動し、安全で円滑に利用できる公共的施設等の整備の促進

関連計画

- ・ふじのくにユニバーサルデザイン行動計画（静岡県）【平成22年度～平成25年度】
- ・静岡市ユニバーサルデザイン基本計画・行動計画【平成20年度～】
- ・静岡市障がい者計画【平成24年度～平成26年度】
- ・静岡市総合交通計画【平成17年度～】
- ・静岡市自転車道ネットワーク整備計画【平成20年度～】
- ・静岡市のみちづくり【平成17年度～平成26年度】
- ・静岡市公共サイン計画【平成18年度～】
- ・静岡市公共建築整備指針【平成18年度～】 等

静岡市の他地区 バリアフリー基本構想

- ・静岡駅周辺地区交通バリアフリー基本構想【平成14年度～】
- ・東静岡駅周辺地区交通バリアフリー基本構想【平成16年度～】
- ・安倍川駅周辺地区バリアフリー基本構想【平成23年度～】
- ・清水駅周辺地区バリアフリー基本構想【平成23年度～】

(5) 市民意向

市民の意向を把握するため、ヒアリングやアンケート調査及び街あるき現況調査を実施しました。

※参考資料P. 29～P. 30参照

○アンケート調査

高齢者や地域住民を対象にアンケート用紙を 1,515 枚配布し、793 件の回答をいただきました。

○懇談会



障がいのある人、老人クラブ会長、地元自治会長の出席を得て懇談会を開催しました。
様々な意見を数多くいただきました。

○街あるき調査



障がいのある人、老人クラブ、地元自治会の出席を得て、現地を実際に歩き問題点等の抽出をしました。

主な意見・要望

- ・ J R 草薙駅に関して、エスカレーター及びエレベーターの設置をしてほしい。
- ・ J R 草薙駅に北口の開設をしてほしい。
- ・ 駅前メインストリートの歩道整備の拡幅、周辺の歩車道の分離が明確でないこと、歩道の凹凸及び段差解消をしてほしい。
- ・ 歩道について、夜間における照明灯の増設をしてほしい。
- ・ 降雨時での J R 草薙駅前広場への屋根(シェルター)の設置をしてほしい。
- ・ J R 草薙駅周辺、静岡鉄道草薙駅周辺に案内板が少なく設置してほしい。

(6) 草薙駅周辺地区の課題・問題点

草薙駅周辺地区バリアフリー基本構想の策定にあたり、駅利用者、高齢者、地元自治会へのアンケート調査、障がいのある人、老人クラブ会長、地元自治会長及び静岡市による懇談会及びこれらの方々の参加をいただいた街あるき調査等により、皆様の意見を収集して、また、静岡市による事前現況調査を踏まえ、主な課題、問題点をまとめました。

公共交通施設の課題、問題点

- ・ホームまで歩く経路に段差がある
- ・JR草薙駅にエレベーターがない
- ・高齢者や障がいのある人に使いやすいトイレではない

駅周辺施設等の課題、問題点

- ・ベンチ等の待合施設が少ない
- ・公共交通等（鉄道、バス、タクシー）との乗り継ぎ環境がよくない
- ・バス停までの視覚障害者誘導用ブロックが繋がっていない
- ・分かりやすい案内板がない

周辺道路の課題、問題点



横断及び縦断勾配
がきつい



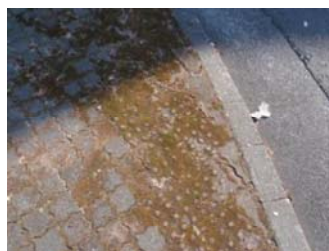
舗装の凸凹



適切な植樹とその管理
がされていない



歩道に段差がある



点字ブロックの老朽化

- ・誘導ブロックの未設置
- ・歩道への商品及び看板の張り出し

3. 基本的な考え方

(1) 基本構想の目標

～ すべての人に楽しく安全な道筋づくり ～

草薙駅周辺地区は、地域の歴史や文化、生活利便施設を活かし周囲の住宅地、自然環境と調和した一体的なまちづくりを推進することにより、人が集い賑わう個性的で魅力ある地区へ発展していきます。

このため、高齢者、障がいのある人のみならず市民及び来訪者を含めた、すべての人に楽しく安全な人優先の道筋（経路）づくりを目指します。

(2) 基本方針

自由に日常生活・社会生活へ参加できる都市空間の形成

- 交通結節点、公共施設等を中心に、すべての人が自由に日常生活、社会生活へ参加できる都市空間の形成を推進します。
 - ・ 交通機関乗り継ぎ環境の充実
 - ・ 施設内の自由な移動経路の確保
 - ・ 施設初回利用者でも容易に判断できる情報提供の充実
 - ・ 市民、来訪者の幅広いニーズにきめ細かく対応できるよう継続的な改善実施

安全・安心・快適な歩行空間の形成

- すべての人が安全、安心して、自らの意思で移動手段を選択でき、自由に移動できる歩行空間の形成を推進します。
 - ・ 連続した歩行空間の確保
 - ・ 歩行者安全対策の充実
 - ・ 統一したわかりやすい案内標識設置など情報提供の充実
 - ・ 市民、来訪者の幅広いニーズにきめ細かく対応できるよう継続的な改善実施

地域拠点整備・関連事業との連携

- 駅機能を中心とした整備を進める中で、地域拠点整備と連携を図ります。
 - ・ 駅舎や駅前広場など交通拠点整備におけるバリアフリー化の実施
 - ・ 駅前への交通アクセス改善における沿道施設等と連携したバリアフリー化の推進

多様なパートナーシップによるユニバーサルデザインの浸透

- 市民と行政、関係事業者のパートナーシップのもと、すべての人がバリアフリー化に継続的に取り組むことによりユニバーサルデザイン社会を推進します。
 - ・ハード、ソフト両面から一体的にバリアフリー化を推進
 - ・整備されたバリアフリー空間を維持、改善していくための体制づくり
 - ・様々な利用者の意見を反映させるため、高齢者や障がいのある人等が参加できる体制づくり
 - ・継続的なバリアフリー意識の啓発、PR

(3) 重点整備地区の設定方針

バリアフリー新法は、「高齢者や障がいのある人等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上を促進する」ことを目的としています。

その中で重点整備地区は、「生活関連施設(高齢者、障がいのある人等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設及びその他の施設)の所在地を含み、且つ、生活関連施設相互の移動が通常徒歩で行われる地区」と規定しています。

(4) 重点整備地区の区域の設定

重点整備地区は、JR草薙駅、静岡鉄道草薙駅を中心として高齢者、障がいのある人が通常徒歩で移動する範囲(概ね500mから1,000m圏内)を対象に、生活関連施設等の立地状況、旅客施設及び有度山の丘陵地の地形を考慮した重点整備地区としました。

その範囲は、北側は国道1号、南側は県道静岡草薙清水線(南幹線)及び静岡土地区画34号線、東側は一里山長崎線、西側は静岡土地区画204号線で囲まれた面積約100haの区域とします。

4. 生活関連施設・生活関連経路の指定

(1) 生活関連施設の抽出

バリアフリー新法では、高齢者、障がいのある人等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、その他の施設を生活関連施設としています。

また、バリアフリー新法では、多数の人が利用する建築物を特定建築物とし、その内、主に高齢者、障がいのある人等が利用する建築物を特別特定建築物として一定規模以上の建築の際、基準適合義務を課すこととしています。

これらの規定及び市民意向調査等の利用頻度の高い施設から生活関連施設を抽出しました。

生 活 関 連 施 設	
官公庁施設	有度生涯学習交流館
公益サービス施設	県立美術館 県立中央図書館
駐車場	草薙駅前駐車場
その他	商店街
旅客施設	J R 草薙駅 静岡鉄道草薙駅 静岡鉄道御門台駅 静岡鉄道県立美術館前駅

(2) 生活関連経路

バリアフリー新法では、旅客施設を含む生活関連施設相互を結ぶ経路のうち、特に重点的にバリアフリー化を図るべき経路を基本構想において「生活関連経路」と位置づけ、この生活関連経路を構成する道路で、道路特定事業と交通安全特定事業を実施するものとしています。また、特定事業の実施に当たっては、可能な限り有効幅員や勾配等の基準に適合させなければならないこととしています。

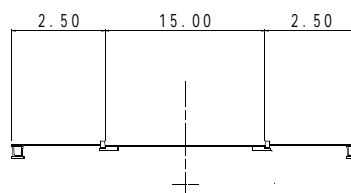
これらを踏まえ、有度生涯学習交流館と各旅客施設を結ぶ経路を「主な生活関連経路」として特に重点的にバリアフリー化を図ることとします。

さらに、重点整備地区に存在する生活関連施設を相互に結ぶネットワーク経路を「その他生活関連経路」として順次整備していきます。

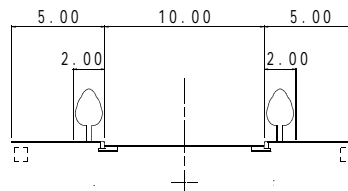
また、県立美術館及び県立中央図書館までの経路は、有度山の丘陵地の縦断勾配から車椅子の自走が困難なため、JR草薙駅及び静岡鉄道県立美術館前駅からバスによる移動を推奨し、この経路を「その他生活関連経路」として位置付けます。

主な生活関連経路

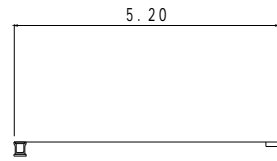
① 県道静岡草薙清水線(南幹線)



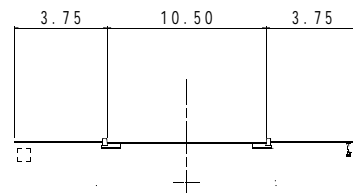
② 草薙駅通3号線 (近接する生活関連施設：JR草薙駅、静岡鉄道草薙駅)



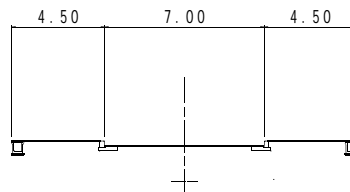
- ③草薙 32 号線 (近接する生活関連施設：J R 草薙駅)
 (都) 草薙駅北口通線



- ④一里山長崎 1 号線 (近接する生活関連施設：静岡鉄道御門台駅、有度生涯学習交流館)
 (都) 一里山長崎線



- ⑤静清土地区画 204 号線 (近接する生活関連施設：静岡鉄道県立美術館前駅)



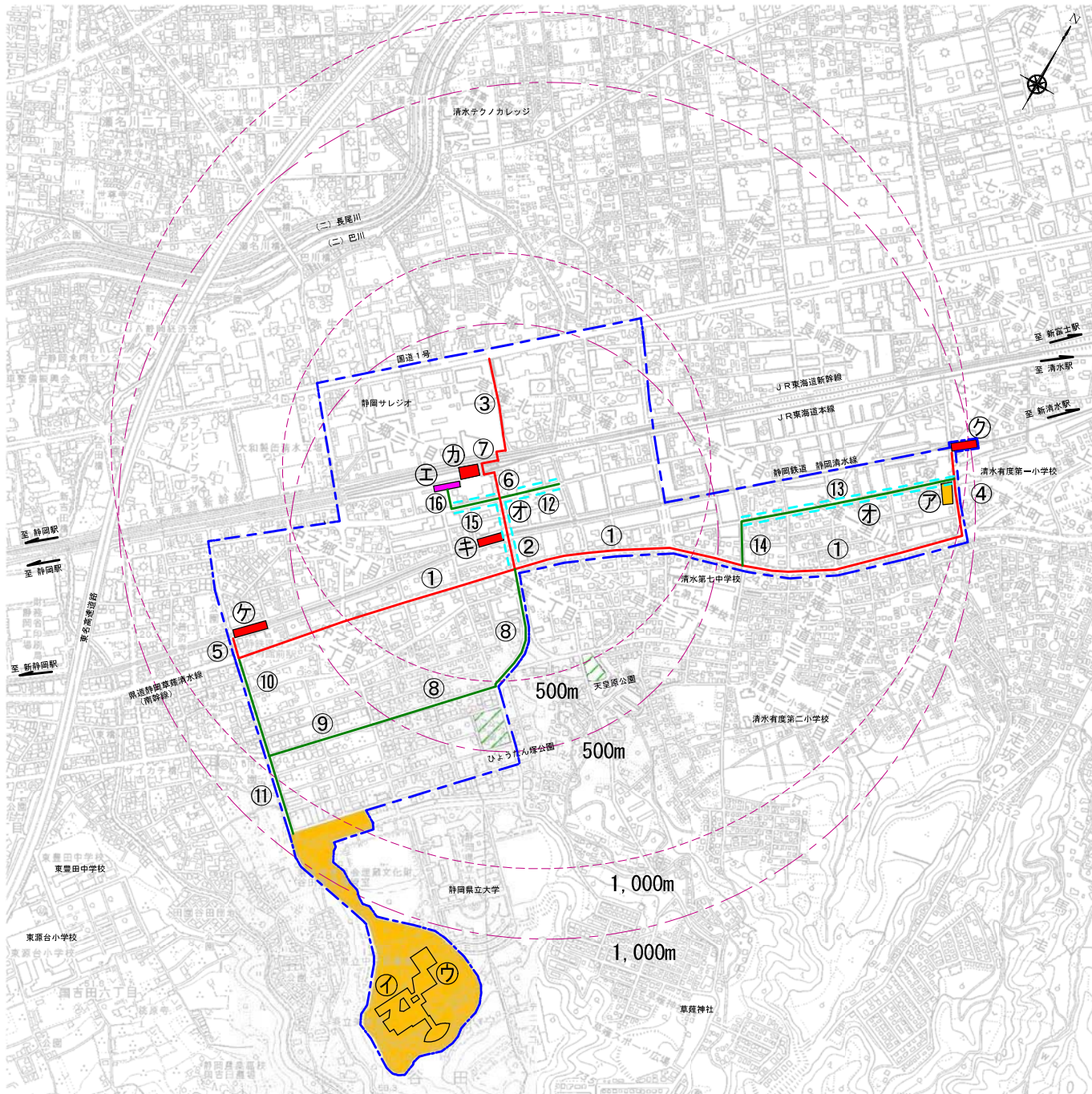
記号	路線名	延長 (m)
①	県道 静岡草薙清水線 (南幹線)	1,750m
②	草薙駅通3号線	200m
③	草薙32号線 (都) 草薙駅北口通線	230m
④	一里山長崎1号線 (都) 一里山長崎線	210m
⑤	静清土地区画204号線	50m
⑥	草薙一丁目5号線	40m
⑦	(都) 草薙駅南北自由通路	100m

その他生活関連経路

記号	路線名	延長 (m)
⑧	草薙駅通3号線	600m
⑨	草薙駅通2号線	260m
⑩	清水中之郷谷田線	160m
⑪	中之郷谷田線	300m
⑫	草薙井田線	100m
⑬	草薙三丁目長崎新田線	500m
⑭	楠新田草薙1号線	80m
⑮	県道 平山草薙停車場線	100m
⑯	草薙一丁目3号線	40m

草薙駅周辺地区バリアフリー基本構想図

S=1:10,000



凡 例	
 	重点整備地区
	主な生活関連経路
	その他生活関連経路
生活関連施設	
	旅客施設
	建築物
	駐車場
	商店街

生活関連経路

路線番号	道路名称
①	県道 静岡草薙清水線 (南幹線)
②	草薙駅通3号線
③	草薙32号線 (都) 草薙駅北口通線
④	一里山長崎1号線 (都) 一里山長崎線
⑤	静岡土地区画204号線
⑥	草薙一丁目5号線
⑦	(都) 草薙駅南北自由通路
⑧	草薙駅通3号線
⑨	草薙駅通2号線
⑩	清水中之郷谷田線
⑪	中之郷谷田線
⑫	草薙井田線
⑬	草薙三丁目長崎新田線
⑭	楠新田草薙1号線
⑮	県道 平山草薙停車場線
⑯	草薙一丁目3号線

生活関連施設

施設種類	施設番号	施設名称
官公庁施設	㉗	有度生涯学習交流館
公益サービス施設	㉘	県立美術館
	㉙	県立中央図書館
駐車場	㉚	草薙駅前駐車場
その他	㉛	商店街
旅客施設	㉜	JR草薙駅
	㉝	静岡鉄道草薙駅
	㉞	静岡鉄道御門台駅
	㉟	静岡鉄道県立美術館前駅

5. 特定事業・その他事業

特定事業は、基本構想で定める重点整備地区内の生活関連施設及び生活関連経路の重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進するため、「公共交通特定事業」、「道路特定事業」、「建築物特定事業」、「交通安全特定事業」に区分され、各施設管理者が基本構想に則して事業計画を作成して事業を実施します。

その他事業とは、特定事業以外に移動円等滑化に資する市街地の整備改善に関する事項や必要な事業であり、各施設管理者等により事業実施に努めるものです。

整備内容については、地区内の現状や地元意向、国の定めた移動円等滑化基準やガイドラインとの整合を図り施設管理者別に整理します。

(1) 目標とする整備時期

特定事業、その他事業は、バリアフリー新法及びその基本方針に基づき平成 32 年度（2020 年度）までの整備を目標として各施設管理者等が実施する事業ですが、事業の内容により早期に整備が図れるもの、関係者間で調整を必要とするもの、基準等の明確化が必要なもの、大規模な改修が必要なもの等があります。

このため、目標とする整備時期を平成 27 年度までの完了と、平成 32 年度までの完了の二つに定め、地区の重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進していきます。

また、ソフト面の取組みについては時期を定めず継続的に取り組むものとします。

●目標とする整備時期

整備時期 A	平成 27 年度までに完了
整備時期 B	平成 32 年度までに完了

(2) 公共交通特定事業

公共交通特定事業は、特定旅客施設の整備と特定車両の整備に大別されます。

特定旅客施設の整備は、各施設管理者が基本構想に則して公共交通特定事業計画を作成し、特定旅客施設内においてバリアフリー化のために必要な設備等の整備を推進します。

特定車両は、新規車両導入時に公共交通移動等円滑化基準に適合した車両とするとともに、既存車両のバリアフリー化を推進します。

特定旅客施設であるJR草薙駅については、静岡市が進める草薙駅周辺整備事業に併せバリアフリー化を図るとともに、駅舎と併せて駅前広場や道路整備を行い駅へのアクセス性向上を推進します。

JR草薙駅【主事業者：JR東海】			
※目標整備時期 A：H27年度完了 B：H32年度完了			
整備項目	概要	整備時期	
		A	B
移動等円滑化への適合	<ul style="list-style-type: none"> 改札口からプラットホームへ至る経路の段差解消 視覚障害者誘導用ブロックを経路上に適切に配置 多機能トイレの整備 		○

静岡鉄道草薙駅【主事業者：静岡鉄道株】			
※目標整備時期 A：H27年度完了 B：H32年度完了			
整備項目	概要	整備時期	
		A	B
移動等円滑化への適合	<ul style="list-style-type: none"> 適合（平成22年2月改修済） 	整備済	

静岡鉄道御門台駅【主事業者：静岡鉄道株】			
※目標整備時期 A：H27年度完了 B：H32年度完了			
整備項目	概要	整備時期	
		A	B
移動等円滑化への適合	<ul style="list-style-type: none"> 通路の有効幅員の確保 視覚障害者誘導用ブロックの整備 多機能トイレの整備 		○

静岡鉄道県立美術館前駅【主事業者：静岡鉄道株】			
※目標整備時期 A：H27年度完了 B：H32年度完了			
整備項目	概要	整備時期	
		A	B
移動等円滑化への適合	<ul style="list-style-type: none"> スロープの改修 視覚障害者誘導用ブロックの整備 多機能トイレの整備 		○

バス車両【主事業者：バス事業者】			
※目標整備時期 A：H27 年度完了 B：H32 年度完了			
整備項目	概要	整備時期	
		A	B
移動等円滑化への適合	・低床バスの導入検討	継続実施	

(3) 道路特定事業

道路特定事業は、道路管理者が基本構想に則して道路特定事業計画を作成し、主な生活関連経路については、可能な限り道路移動等円滑化基準への適合を図るとともに、その他生活関連経路については、歩行者の安全かつ安心な通行空間の創出に努めます。

また、整備の進捗によりバリアフリー化された生活関連経路へ誘導する案内標識の設置等情報提供の検討についても進めていきます。

主な生活関連経路【主事業者：静岡市】			
※目標整備時期 A：H27 年度完了 B：H32 年度完了			
整備項目	概要	整備時期	
		A	B
移動等円滑化への適合	①視覚障害者誘導用ブロックの整備 ・線状ブロック、点状ブロックの整備	○	
	②安心、安全、快適性の向上 ・滑りにくく、水はけのよい舗装面の整備 ・側溝蓋等の段差解消		○
	③歩道の横断勾配の緩和 ・歩道の平坦化		○
	④連続した円滑な移動経路の確保 ・歩道未整備区間の整備		○

その他生活関連経路【主事業者：静岡市】			
※目標整備時期 A：H27 年度完了 B：H32 年度完了			
整備項目	概要	整備時期	
		A	B
移動等円滑化の推進	⑤視覚障害者誘導用ブロックの整備 ・点状ブロックの整備	○	
	⑥安心、安全な歩行空間の確保 ・L型側溝の改修 ・グリーンベルトの整備 ・舗装の段差解消		○

(4) 建築物特定事業

建築物特定事業は、生活関連施設として指定した施設について、各施設管理者が基本構想に則して建築物特定事業計画を作成し、建築物移動等円滑化基準への適合に向けて、バリアフリー化のために必要な整備を推進します。

生活関連施設【主事業者：各施設管理者】			
※目標整備時期 A：H27年度完了 B：H32年度完了			
整備項目	概要	整備時期	
		A	B
移動等円滑化への適合	・建築物特定施設のバリアフリー化		○

(5) 交通安全特定事業

交通安全特定事業は、静岡県公安委員会が基本構想に則して交通安全特定事業計画を作成し、視覚障害者用信号機の設置などバリアフリー化を推進します。

交通安全特定事業【主事業者：公安委員会】			
※目標整備時期 A：H27年度完了 B：H32年度完了			
整備項目	概要	整備時期	
		A	B
既設信号の改良、改善	・主要経路に音響信号等の設置検討	継続実施	
道路標識、道路標示の高度化	・道路標識、道路標示の視認性向上等	継続実施	
違法駐車、違法駐輪行為防止	・違法駐車、違法駐輪行為の取締り強化及び、広報、啓蒙活動の推進	継続実施	

(6) その他事業

その他事業は、駅前広場や駐輪場整備をはじめとした特定事業以外の移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項や必要な事業であり、静岡市が関係機関や各施設管理者、市民と協働して事業を推進していきます。

その他事業			
※目標整備時期 A：H27年度完了 B：H32年度完了			
整備項目	概要	整備時期	
		A	B
J R 草薙駅の交通機関乗継ぎ環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場の整備 ・バス停のバリアフリー化 (時刻表の視認性、認識性向上及び休憩施設、上屋設置可能箇所の検討) 		○
駐輪場の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・駐輪場の整備及び保全 		○
情報のバリアフリーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・一体性、連続性のある案内標識の設置 ・ホームページ等による情報の共有化 	継続実施	
心のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・放置自転車等の対策、指導 ・迷惑駐車、駐輪行為防止及び道路にはみ出している看板の解消など広報、啓蒙活動推進 ・バリアフリーへの意識の向上、高齢者、障がいのある人等のサポートなど教育の充実 ・学校教育等におけるバリアフリーの推進 ・商店街等におけるバリアフリーの推進 	継続実施	

整備にあたっての移動等円滑化基準及びガイドライン等

【公共交通】

《公共交通移動等円滑化基準》

- ・「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」（平成18年12月15日 国土交通省令第111号）

《ガイドライン》

- ・「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（平成19年7月 国土交通省総合政策局安心生活政策課）
- ・「公共交通機関の車両等に関する移動円滑化整備ガイドライン」（平成19年7月 国土交通省総合政策局安心生活政策課）
- ・「旅客船バリアフリーガイドライン」（平成19年9月 国土交通省海事局安全基準課）

【道路】

《道路移動等円滑化基準》

- ・「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」（平成18年12月19日 国土交通省令第116号）

《ガイドライン》

- ・「改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」（平成20年2月 編集・発行：国土技術研究センター）

【都市公園】

《都市公園移動等円滑化基準》

- ・「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令」（平成18年12月18日 国土交通省令第115号）

《ガイドライン》

- ・「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」（平成20年1月 国土交通省都市・地域整備局公園緑地課）

【建築物】

《建築物移動等円滑化基準》

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」（平成18年12月8日 政令第55号）

《ガイドライン》

- ・「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（平成19年 国土交通省住宅局建築指導課）

【交通安全】

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則」（平成18年12月8日 国家公安委員会規則第28号）

【静岡県条例】

- ・「静岡県福祉のまちづくり条例」（平成7年10月18日 条例第47号）

6. 今後の取組み

(1) 心のバリアフリー

基本構想策定後、各施設管理者が特定事業計画を策定して事業を実施していきますが、基本構想はバリアフリー新法に基づく国、地方公共団体、施設設置管理者等及び市民が各々の責務を果たすことによりバリアフリー化を実現していくことを前提としています。

このことにより、道路や施設整備などのハード面のバリアフリーだけでなく、高齢者、障がいのある人等に対する理解を深め、行動につなげるソフト面の環境づくりを行うことが求められています。

例えば、自転車等の駐輪マナーなどのモラルの向上や、困っている人に声を掛けるなど、市民一人ひとりがバリアフリーについての理解を深め、高齢者、障がいのある人等に対してサポートすることができる環境づくりに取組み、「心のバリアフリー」の実現を目指します。

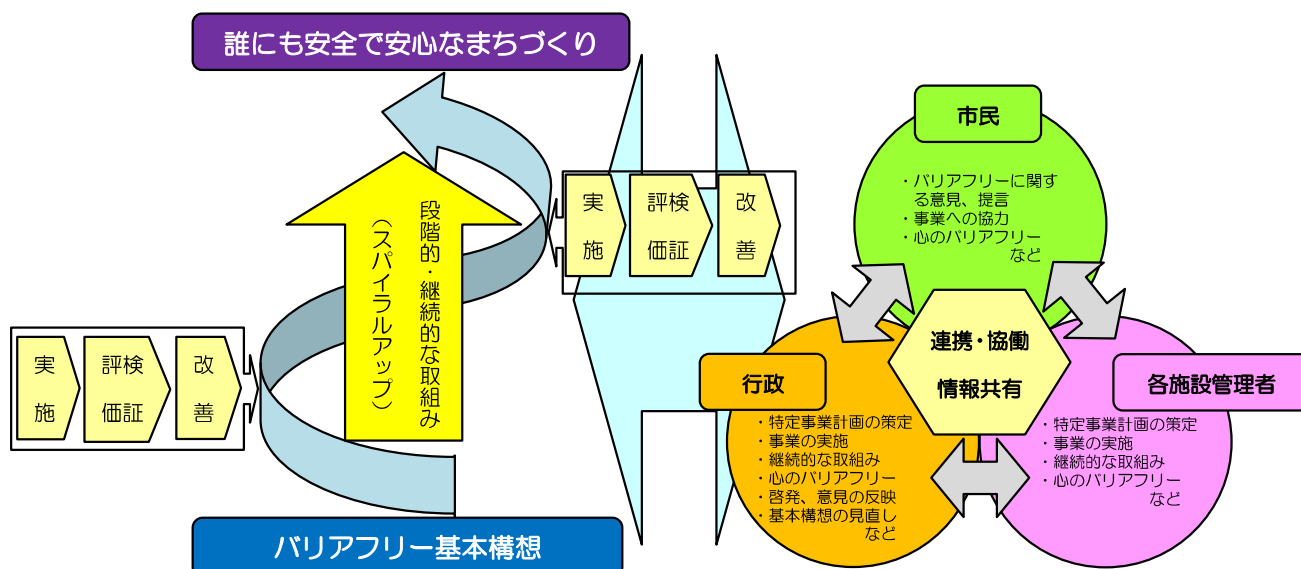
(2) 段階的・継続的な取組み

各施設管理者が速やかに特定事業計画を策定するには、行政、各施設管理者の連携調整が必要であり、策定する事業計画は利用者の立場に立った内容とする必要があります。

このため、構想、計画、実施、評価の各段階において行政、各施設管理者及び市民が情報を共有し、連携、協働して推進していくことが求められ、継続的に事業を評価、検証し、さらに改善していく段階的、継続的な取組み（スパイラルアップ）をすることにより、「誰にも安全で安心なまちづくり」の実現を目指します。

昨今、新たな移動手段や支援システム、技術開発も進められているとともに、高齢化社会のさらなる進展により高齢者、障がいのある人等の社会参加の機会が増加し、バリアフリー化に対する要望がより高まると考えられます。

草薙駅周辺地区は政令市の地域拠点として今後大きく発展する可能性を秘めていることから、こうした社会変化に応じて柔軟にバリアフリー基本構想の見直しを検討していきます。



7. 参考資料

◆ アンケート調査

実施期間：平成17年11月7日～11月30日
配付数：1,515部
配付先：JR草薙駅、静岡鉄道草薙駅の利用者
高齢者（老人会）
身体障がいのある人（車いす、視覚、ろうあ各団体）
有度地区、東源台学区の住民及び学校の先生
周辺企業の従業員
回答数：793件

◆ 懇談会

【第1回 懇談会】

日時：平成17年12月21日 午後2時～3時30分
場所：有度公民館 第5会議室
参加者：車いす友の会 会長（静岡）
車いす友の会 会長（清水）
視覚障害者協会 会長
ろうあ協会 副会長
有度地区社会福祉協議会 企画委員長
有度地区老人クラブ連合会 会長
有度地区老人クラブ連合会 副会長
有度地区中之郷老人クラブ寿会 会長
有度地区草薙奥福寿会 会長
有度地区公共施設整備委員会 会長
有度地区連合自治会長
草薙西自治会長
草薙東自治会長
中之郷自治会長
東源台学区連合町内会長

【第2回 懇談会】

日 時 : 平成18年2月2日 午後2時～3時30分
 場 所 : は一とびあ清水 3階 中会議室
 参加者 : 車いす友の会 会長 (静岡)
 車いす友の会 会長 (清水)
 視覚障害者協会 会長
 ろうあ協会 副会長
 有度地区社会福祉協議会 企画委員長
 有度地区老人クラブ連合会 会長
 有度地区老人クラブ連合会 副会長
 有度地区中之郷老人クラブ寿会 会長
 有度地区草薙奥福寿会 会長
 有度地区公共施設整備委員会 会長
 有度地区連合自治会長
 草薙西自治会長
 草薙東自治会長
 中之郷自治会長
 東源台学区連合町内会長

◆ 街あるき調査

日 時 : 平成18年1月18日 午前10時～11時
 コース : (Aルート)
 JR草薙駅 ⇒ 草薙駅通線 ⇒ 南幹線 ⇒ 県立大学通1号線
 ⇒ 県道平山草薙停車場線 ⇒ JR草薙駅
 (Bルート)
 JR草薙駅 ⇒ 草薙駅通線 ⇒ 南幹線 ⇒ 草薙楠線
 ⇒ 静清土地区画154号線 ⇒ 草薙32号線 ⇒ 草薙井田線
 ⇒ JR草薙駅
 参加者 : 車いす友の会 (静岡)
 車いす友の会 (清水)
 視覚障害者協会
 日本網膜色素変性症協会 (静岡支部)
 ろうあ協会
 静岡県補助犬使用者協会
 有度地区老人会

◆ 交通政策協議会

【平成22年度 第3回 静岡市交通政策協議会】

日時 : 平成23年3月1日 午前10時～12時

場所 : 静岡市役所 静岡庁舎本館3階 第1委員会室

出席者 : 静岡文化芸術大学大学院 教授

しずてつジャストライン (株) 代表取締役 (代理 : 営業部長)

静岡市自治会連合会 会長

静岡商工会議所中小企業相談所金融労働課長

グループみんなの道 会長

社会福祉法人ピロス 理事長

国土交通省 中部地方整備局 静岡国道事務所長

国土交通省 中部運輸局 静岡運輸支局長

静岡中央警察署長 (代理 : 交通担当次長)

静岡南警察署長 (代理 : 交通課長)

清水警察署長 (代理 : 交通課長)

都市交通デザイン会議 代表

市民委員 (4名)

草薙駅周辺地区バリアフリー基本構想

発行 静岡市 都市局 都市計画部 清水駅周辺整備課

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号

TEL. 054-354-2018

FAX. 054-354-1900

発行年月 平成24年6月
